

回覧									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【湯島地区限定】

車検などが必要な車両を市が海上輸送しますので、希望される方は市に申請してください

1 車両輸送の概要

- (1) 輸送区間 湯島漁港⇄鳩之釜漁港（裏面参照）
- (2) 輸送日 ※令和5年度から年1回の輸送となります。

輸送日	7月12日（土）	7月26日（土）	予備日（8月9日）
往路	鳩之釜漁港→湯島漁港 午前8時30分発	鳩之釜漁港→湯島漁港 午前8時30分発	鳩之釜漁港→湯島漁港 午前8時30分発
復路	湯島漁港→鳩之釜漁港 午前9時00分発	湯島漁港→鳩之釜漁港 午前9時00分発	湯島漁港→鳩之釜漁港 午前9時00分発

※波浪等の状況により変更になる場合があります。

- (3) 輸送費 無料
- (4) 対象者及び車両
 - ア 対象者 湯島地区に住民票がある者又は市長が別に定める基準を満たす者
 - イ 車両 車検又は修繕が必要な普通自動車、小型自動車及び軽自動車

2 申請方法

- (1) 提出物 ①申請書②自動車検査証の写し③自動車損害賠償責任保険証明書の写し④身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- (2) 申請期間 令和7年6月9日（月）～6月13日（金）厳守
- (3) 提出先 上天草市企画政策課 ※申請書等は湯島出張所に預けることもできます。

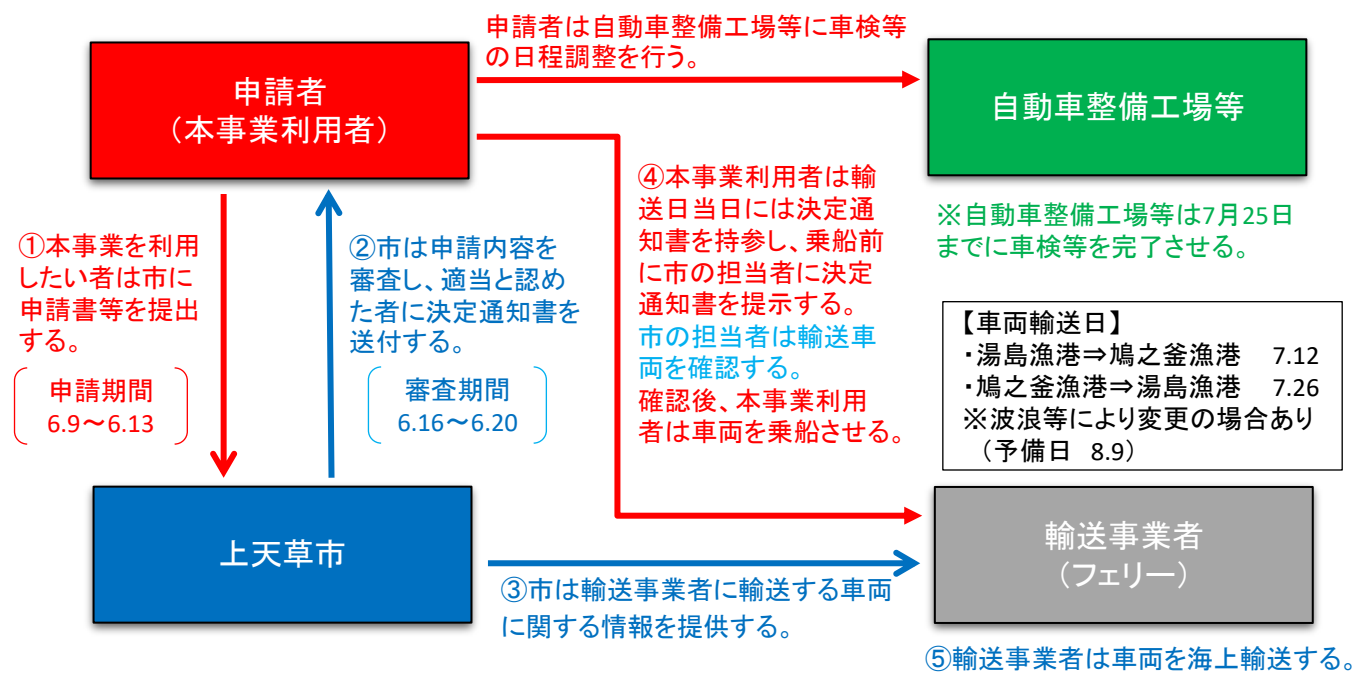
3 その他

- ・車検などの必要な手続は、申請者ご自身で行ってください。
- ・車検などは令和7年7月25日までに必ず完了してください。

上天草市大矢野町湯島地区車両輸送事業

本事業は、湯島振興策の一つとして、湯島地区で使用される車両のうち、車検等が必要な車両について、市が当該車両の所有者に代わって本土に輸送する事業です。これにより、湯島地区住民の経済的負担を軽減し、もって湯島地区の福祉の向上を図ることとしています。

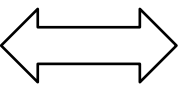
【事業の流れ】



輸送区間



【湯島漁港側】



【鳩之釜漁港側】